長 野 県 教 育 支 援 委 員 会 要 綱

昭和 52 年 6 月 10 日
教 育 委 員 会 決 定

（開催）

第１　長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。）及び特別支援学校（以下「市町村教育委員会等」という。）が行う障がいのある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学相談及び一貫した教育支援に関し、専門的かつ総合的な支援を行うため、有識者等の意見を徴する、長野県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

なお、委員会は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第２　委員会は、次の事項についての意見交換を行う。

(1) 県教育委員会が、市町村教育委員会等から、就学相談及び就学判断並びに必要な支援に関して、専門的な立場から助言を得たい事例として依頼を受けたもの

(2) 市町村教育委員会が行う就学相談の体制及び内容・調査・審議等に関する支援について

(3) 障がいのある児童生徒等の就学後の一貫した支援に関する教育内容及び指導方法の支援について

（構成員）

第３　委員会は、委員１５名以内で構成する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから県教育委員会が依頼する。

(1) 医　師

(2) 教育職員

(3) 保健職員

(4) 福祉職員

(5) 保護者

（座長）

第４　委員会に座長を置く。

最終改正　令和８年９月 18 日